

NETIS 新技術情報提供システム 登録申請支援事業実施要領

平成30年11月1日制定

(総 則)

第1条 本実施要領は、民間において研究・開発された次条に定める技術の内容について国土交通省が運営する NETIS 新技術情報提供システムへの登録申請の支援を行うことにより、建設事業への適正かつ円滑な導入を図り、もって先端建設技術の普及に貢献することを目的として、一般社団法人 寒地技術研究センター(以下「センター」という。)が実施する NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援事業(以下「NETIS 登録支援」という。)に適用する。

(NETIS 登録支援の対象)

第2条 NETIS 登録支援は、「技術開発者」等(技術開発者の承諾を得ていることを示す書類(代理店契約書等)を提出できる者を含む)の依頼を受けて行うものとする。

- 一 センターが行う NETIS 登録支援の対象は、「技術開発者」等により依頼のあった「新技術」とする。
- 二 支援対象技術(対象分野)は北海道地方における港湾、空港及び海岸に関する新技術とする。

(NETIS 登録支援の依頼の前提条件)

第3条 NETIS 登録支援を依頼しようとする技術(以下「依頼技術」という。)は、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。

- 一 依頼者が「技術開発者」等であること。
- 二 依頼技術が「新技術」に該当すること。
- 三 同一技術の再申請でないこと。
ここに、「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 申請技術の原理が、NETIS 登録技術(過去に NETIS 登録技術であったものを含む。)と同じ又は酷似している
 - (2) 申請技術の適用範囲、適用効果が、(1)の NETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である
 - (3) 申請技術の技術開発者が、(1)の NETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等(1)の NETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる
- 四 依頼技術については特許権等の権利侵害等のないものであること。
- 五 依頼技術が、従前に国土交通省において登録却下されたものでないこと。
- 六 別途定める実施規約に同意すること。

(NETIS 登録支援の依頼)

第4条 依頼者は、NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援依頼書(別紙様式K-1)、NETIS 申請様式1～4 (NETIS ホームページ (<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>) よりダウンロードすること)、試験報告書等の研究成果書、開発技術のパンフレット等の NETIS 登録支援に必要な資料及び別途定める申込料を添えてセンターに依頼するものとする。

(NETIS 登録支援依頼の承諾)

第5条 センターは、NETIS 登録支援の承諾を決定した場合は、NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援依頼承諾書(別紙様式K-2)により依頼者に通知するものとする。

(所用経費等)

第6条 NETIS 登録支援にあたり依頼者は、別途実施規約に定める経費を期限までにセンターに納入するものとする。経費には以下を含む。

(1) NETIS 登録申請支援の申込料

第5条の NETIS 登録支援の依頼の承諾までにセンターで要する経費をいう。

(2) NETIS 登録支援費用

センター職員の人件費及び以下に掲げる経費

ア) 申請書類の確認及び修正案の提案に係わる作業費用

イ) 打合せ経費(申請先との打合せに際してセンター職員の同席を希望する場合の旅費等経費を除く)

(3) NETIS 登録支援にあたり必要となる以下の各号に掲げる費用は、依頼者が負担するものとする。

ア) NETIS 登録に必要な様式等の作成・印刷費

イ) 申請先との打合せに際してセンター職員の同席を希望する場合の旅費等費用と経費

ウ) NETIS 登録支援の経過で必要となった確認試験等に係わる経費

エ) その他センターと協議して必要となった経費

なお、新技術の内容によって要する経費が異なることから詳細についてはセンターに確認すること。

(NETIS 登録支援の方法)

第7条 NETIS 登録申請資料については、依頼者自身が作成し、センターは助言及び修正案の提案を実施する。

2 NETIS 登録支援は、NETIS 新技術情報提供システムへの登録を保障するものではなく、申請先において登録を却下される場合もあり、その場合センターは責を負わない。

(NETIS 登録支援の中止)

第8条 NETIS 登録支援において、当該依頼技術が「第2条 NETIS 登録支援の対象」、「第3条 NETIS 登録支援の依頼の前提条件」に沿っていない事が認められた場合、あるいは依

頼者が NETIS 登録支援の依頼の取り下げを申し出た場合は、センター及び依頼者は、協議の上、NETIS 登録支援を中止するものとする。

- 2 NETIS 登録支援を中止した場合、第 6 条に規定する費用は、別にセンターが定める積算方法によって精算するものとする。

(NETIS 登録支援技術に係る責任)

第 9 条 NETIS 登録支援に NETIS 新技術情報提供システムに登録された技術に係わるすべての責任は、別途国土交通省が定める「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に基づくものとし、依頼者が負うものとする。

(機密保持)

第 10 条 センターは、NETIS 登録支援において知り得た秘密情報を依頼者の許可なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、秘密情報の範囲については、依頼者の申告による。

(雑 則)

第 11 条 この要領の定めに疑義がある場合、この要領に定めのない場合及びこの要領の定めにより難い特別の事情がある場合は、理事長の定めるところによる。

附 則

- 1 本実施要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。